

長和町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成 28 年 4 月 1 日
長 和 町
長 和 町 議 会
長 和 町 教 育 委 員 会
長 和 町 選 挙 管 理 委 員 会
長 和 町 監 査 委 員
長 和 町 農 業 委 員 会

長和町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 15 条に基づき、長和町長、長和町議会議長、長和町教育委員会、長和町選挙管理委員会、長和町監査委員、長和町農業委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

本計画の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

長和町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、人事担当課において本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について検討を行うこととしている。

3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

【課題分析】

(1) 採用の女性割合

- ・平成 26 年度の採用職員は一般事務職 5 人、うち女性は 2 人で女性採用割合は 40%であった。
- ・平成 27 年度の採用職員は保育士 2 人、保健師 1 人の合計 3 人、うち女性は保育士 1 人、保健師 1 人で女性採用割合は 66.6%であった。

	平成 26 年度	平成 27 年度
男 性	3 人	1 人
女 性	2 人	2 人
合 計	5 人	3 人

(2) 離職率の男女差

- ・平成 26 年度退職者 男性 0 人 女性 1 人
- ・平成 27 年度退職者 男性 1 人 女性 2 人

	平成 26 年度	平成 27 年度
男 性	0%	1.8%
女 性	2.6%	4.9%

(3) 職員 1 人当たりの各月ごとの超過勤務時間

平成 26 年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
1 人当たり 超過時間	5.9	5.4	8.4	8.5	12.7	8.3

10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	平均
8.6	9.6	10.7	3.9	7.4	6.6	8.0

※課長、課長補佐を除く職員 77 人

(4) 管理的地位（課長級）にある職員に占める女性の割合

	平成 26 年度	平成 27 年度
課長人数	9 人	9 人
うち女性	1 人	1 人
女性の割合	11.1%	11.1%

(5) 各役職段階に占める女性の割合

課長補佐級

	平成 26 年度	平成 27 年度
課長補佐人数	8 人	9 人
うち女性	1 人	1 人
女性の割合	12.5%	11.1%

係長級

	平成 26 年度	平成 27 年度
係長人数	23 人	23 人
うち女性	7 人	7 人
女性の割合	30.4%	30.4%

(6) 男女別の育児休業取得率及び平均取得期間

- ・平成 26 年度 対象者なし
- ・平成 27 年度 男性：0%、女性：100%（2 人） 取得期間：約 1 年 9 か月

(7) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率・平均取得日数

- ・平成 26 年度 配偶者出産休暇：0%、育児参加休暇：0%
- ・平成 27 年度 配偶者出産休暇：0%、育児参加休暇：0%

【数値目標】

・男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得率が低いことから、平成 32 年度までに配偶者出産休暇の取得率 100%、育児参加のための休暇取得率を 10%以上に
する。

・管理的地位（課長級）にある職員に占める女性の割合について、平成 27 年度の実績
が 11.1%であったことから 10%以上の数値維持を目標とする。

・各役職段階に占める女性の割合について、課長補佐については平成 27 年度の実績
11.1%を 20%程度まで引上げ、係長については平成 27 年度の実績が 30.4%であったこ
とから 30%以上の数値維持を目標とする。

4 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善す
べき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げてい
る。

【男性職員の育児関連休暇の取得推進】

- ・平成 28 年度より、対象となる男性職員に対して特別休暇等制度の周知徹底をし、取
得率の向上を図る。
- ・平成 28 年度より、管理職会議等の場において定期的に制度説明を行い、休暇取得に
対する職場の意識改革を行う。

【管理的地位、各役職段階に占める女性の割合】

- ・平成 28 年度より、女性職員を多様なポストに積極的に配置する。
- ・平成 28 年度より、女性職員のみを対象とした研修や外部研修への派遣を行う。